

リレーエッセイ・
海外派遣
専門家たよりたなかよしとし
田中義敏東京工業大学大学院
イノベーションマネジメント研究科助教ベトナムで教え、
学んだことホーチミン法律大学で
知的財産権法を教える

中国

、フランスによる
支配、そしてベ

トナム戦争終結の1975年ま
で、多民族国家ベトナムの人民
は、数々の内乱と国際戦争に悩
まされた辛い歴史を背負ってき
た。ベトナム戦争終結後30年と
言われるが、それに続くカンボ
ジア侵攻を考えると、今の平和
な社会は未だ16年ほどのごく最
近のことである。

人々が、国際社会の中で何を

感じ、何を考えているか、私の
想像を超えた社会である。街に
は、バイクが溢れんばかり。こ

の怒濤のようなバイクの流れに、
一方向へのものすごいエネルギー
、勢いを感じる。科学技術省
、国家知的財産権庁、著作権庁、
人民委員会、どこの役所を訪ね
ても、皆が同じことを言う。一
方向に流れるバイクのエネルギー
に似ている気がする。私は、
この勢いのある成長感が大好き

である。

ホー

チミン法律大学に
客員教授として招

かれ、2005年7月23日から
8月20日まで、約1カ月間、ジ
ヤパンファウンデーションの日
本研究客員教授派遣プログラ
ムにより、現地の知的財産教育に
参加してきた。

ホーチミン法律大学は、ベト
ナム戦争終結後、87年に設立さ
れたハノイ法律大学のホーチミ
ン分校と、ホーチミン大学の法
学部との合併により、96年に設
立されたホーチミン市唯一の法
律専門大学であり、社会科学分
野の教育研究において全国

的な評価を得ている。
ホーチミン市の中
心部にあり、ベ

→怒濤のようなバイクの流れ。道い
路を渡るのも一苦勞。むしろ、なる
っしょい流れに乗ってみたい
↓受講生からの質問。質問する際
の起立は、日本の昔の規律のある
時代を思い出させた

写真提供：すべて筆者（次頁も）



トナムの社会、金融、ビジネス
の中心地から1キロメートル以
内に位置し、臨場感を持った環
境に恵まれている。毎年、25
00名を超える新入生を受け入
れており、卒業生はベトナムの
法曹界、警察、行政および民間
企業への就職の登竜門となつて
いる。

私は、大学まで歩ける距離に
あるホテル・マジエステイック
を宿として毎日大学まで通い、
「日本の知的財産権法…特許と
執行」と題する科目の教鞭をと
った。ホーチミン法律大学は、
スウェーデンのルンド大学と研
究教育交流を続けてきてい

るが、日本からは初め
ての客員教授とい
うことで、初日の授
業は、フック副
学長、人民委員
会科学技術部の
チュラング次
長、在ホーチミ
ン日本国総領事
館の坪田副領事
のご挨拶により、



たなか よしとし ● 1980年、東京工業大学原子核工学専攻修士課程を修了後、特許庁に入庁。特許審査、総務企画調査室、国際課、科学技術庁などを経て、92年、国際企業テトラパック社に入社。知的財産部長、人事・総務・法務部長などを歴任後、2002年より東京工業大学で知的財産の研究教育に従事。主な著書に『知的財産基礎と活用』『特許の真髓』など

フオーマルな儀式をもって開始された。

毎朝

8時30分から授業が始まる。受

講生は、大半が法律事務所、弁護士、スタッフ、人民委員会、科学技術部のスタッフ、社会人経験を有する実務家である。ホーチミン法律大学は、国家知的財産権庁より委託を受け、プログラム修了者に対して知的財産プログラム履修証明を発行している。この証明は、ベトナムで知的財産権法の実務に携わる知的財産権代理人に対して要求されるものである。7カ月間の集中講義からなり、ベトナム南部では唯一の知的財産権専門家の育成プログラムで、私の授業も、このプログラムの一環であった。講義内容は、知的財産学習の進め方、企業の知的財産部の役割、具体的活動などから始まり、日本の知的財産制度の歴史と重大発明、日本の知的財産行政の変遷、発明振興と保護教育啓蒙の役割、知的財産権法の法体系の概要、発明の把握と特許明細

書の書き方、特許請求の範囲の記載のケーススタディまで多岐にわたる。講義は英語で行なった。大学の講師や国際部のスタッフが交替で、私の英語をベトナム語に翻訳してくれた。私なりにダイナミックな授業をしてきたつもりであるが、さて、どこまで成果が上がったかは、今後の推移を見ることがしたい。

ベトナムは、今年中のWTOへの加盟に向けて必要な法制度の整備を進めている。知的財産に関する法律も、



街に溢れる不正商品。この不正商品が姿を消すのはいつになるだろう。知的財産に対する権利意識の普及啓蒙がカギ

育機関での説明会など、新制度の普及・啓蒙は、国を挙げての重要課題になっている。

一方、日本の産業界のベトナム進出についても、ここに来て見直しがされつつあり、ベトナムにおいて知的財産を適切に保護することに大きな期待が寄せられている。

日本の成功事例および制度運営の考え方を普及しておくこともきわめて重要であり、今回の知的財産に関する日本研究客員教授派遣プログラムも継続性をもって推進されることを期待される。

私の

滞在中、いろいろ面倒をみてくださった大学の教員とスタッフに、心から感謝するとともに、皆さんの心温まる理念、価値観、織

このままの民法の中の一部の条文としての位置づけから、新たに独立した知的財産関係法案の準備を完了しており、年内には、議会を通過すべく最終の詰めに入った模様である。新法の施行に向けて、産業界、法曹界、教

細さは、たいへん勉強になった。人の面倒をみることに限界がないことを学んだような気がする。私の研究室にも海外からの研究者がいるが、私がどれだけ心をこめて誠心誠意尽くすことができているか、反省すべきことしか浮かんでこない。約1カ月間の短い滞在ではあったものの、ベトナムの人々の計り知れない複雑な心と触れ合えたような気がする。

8月19日の夜、ホーチミン空港に見送りに来てくれた方々と涙の別れを経験させていただいた。飛行機の座席に着き、また皆のことを思い出し、自然と涙が頬をつたう。翌朝、成田空港に着き、空港から自宅に向かう成田エクスプレスの中で、窓越しに一人、また目を潤ませ、息が詰まる。残酷で過酷な時代に終焉を告げ、悲しい出来事に涙をこらえ、力強く国づくりを励むベトナム人の心に感動し、教えに行つたつもりが、実に多くのことを学んで帰ってきた。貴重な経験であったと思う。